

豊中市立図書館における読書バリアフリーの取組みのあり方について（報告）

はじめに

豊中市では令和3年（2021年）2月「豊中市（仮称）中央図書館基本構想」（以下、「基本構想」という）を策定し、社会状況や図書館を取り巻く環境が変化する中、将来にわたり安定的に図書館サービスを提供し、豊中市立図書館が地域において求められる役割を果たすための指針を示しました。

基本構想では、多様化する図書館ニーズやデジタル化への対応と、平成29年（2017年）3月に策定した「豊中市公共施設等総合管理計画」（令和4年3月改訂）に基づく公共施設マネジメントを推進する観点から、今後の豊中市立図書館のめざす姿として、基本コンセプト「つながる。わたしの図書館で。」が提起されています。この言葉には、市民が障害の有無に関わらず、等しく自分なりに図書館を使い、楽しみ、つながることのできる場や機会として、図書館や図書館サービスがその責任・役割を果たしていくという想いが込められています。すべての人の「わたしの図書館」をめざす時、図書館利用に障害のある人*を対象とした、読書バリアフリーの取組みが重要となるのは、改めて言うまでもありません。

また平成30年（2018年）3月に「豊中市第五次障害者長期計画」を策定し、「障害の有無によらず、だれもが互いを尊重しあうまち」、「だれもが自分らしい生活を実現できるまち」、「みんなで支えあい、安心して暮らせるまち」を3つの基本理念にしています。その目標像として「互いを認め支えあい、だれもが輝けるまち」を掲げました。そのもとで施策の基本目標を3つ設定し、その内、療育・教育、生涯学習、文化・スポーツに関わるのは基本目標2「一人ひとりが輝くための自立と社会参加」です。

基本目標2 一人ひとりが輝くための自立と社会参加

ライフステージを通して、障害のある人が療育・教育、雇用・就労、生涯学習、文化・スポーツなどあらゆる場面で自分らしく輝くことを目的に、主体的な社会参加の仕組みを推進します。

（豊中市第五次障害者長期計画）

目標を実現するため「第6期豊中市障害福祉計画・第2期豊中市障害児福祉計画」（令和3年2月）において、障害のある人等の読書環境の整備を進めることを謳っています。

すべての市民が読書を通じて文字・活字文化にふれることができるよう、市民、事業者、関係部局、関係機関と協働・連携し、対面朗読や点訳・音訳資料の提供・郵送・宅配等、障害のある人等の読書環境の整備を進めます。

（第6期豊中市障害福祉計画・第2期豊中市障害児福祉計画）

さらに「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」（令和元年6月）の成立を受け、それに基づく国や地方自治体の読書バリアフリーに関する計画（国は基本計画）の策定、推進に取り組まれています。

以上の市の施策や社会の動向を鑑みますと、基本構想を推進する中で、市立図書館の読書バリアフリーの取組みについても、多様化する図書館ニーズやデジタル化に合わせて変化し、これまでの成果を継承しながら、発展していかなければならないと考えます。2年間の審議内容を整理し、ここに報告します。

＊豊中市立図書館では、障害者サービス規程に基づき、読書バリアフリーの取組みを行っています。規程に「図書館利用に障害がある人々が図書館すべての資料を利用できるように、物理的・心理的な配慮をし、次のようなサービスを行う」とあるように、読書環境の整備にあたっては、聴覚障害者、知的障害者、高齢者、外国人等、さまざまな状況により読書や図書館の利用に困難を伴う人へも配慮します。

I 豊中市の障害のある人を取り巻く現状と市立図書館の登録状況

「第6期豊中市障害福祉計画・第2期豊中市障害児福祉計画」では、本市の障害のある人の状況や障害のある子ども等の状況について報告しています。それによると人口総数に占める障害者手帳所持者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳）の割合は5.26%（令和2年3月）です。

その21,080人の内、身体障害者手帳を所持する人は13,725人、65歳以上の人が73.88%を占めています。18歳未満の人は1.92%に止まります。また、知的障害のある人は3,368人（令和2年3月）、増加傾向にあることが報告されています。18歳未満の人が44.27%、18歳以上の人の割合は55.73%となっています。さらに精神障害のある人や難病のある人、重症心身障害のある人についても増加傾向にあることが示されています。

また、本市の18歳未満の人口は66,794人（令和2年4月）で、近年大きな変動は見られません。障害児通所支援の利用にあたり交付される通所受給者所持者数に注目すると、1,505人となっています。平成28年と比較して、倍以上増加しています。児童発達支援センターの在籍児童数は49人で、平成28年と比較してもほぼ横ばい状況です。また、認定こども園など就学前施設における障害児保育入所児童数は314人で、やや減少傾向を示しています。一方、市立小学校、中学校における支援学級に在籍する児童、生徒数はそれぞれ1,341人、403人（令和2年5月）となっています。平成28年と比較して、どちらも増加傾向にあることが報告されています。放課後こどもクラブ（学童保育）で受け入れている障害のある児童数（337人）も同様に増加傾向にあります。

図書館の利用登録数は131人（令和2年度）となっています。これは主に来館が困難な

人や、印刷資料の利用が困難な人へのサービスを利用する際に必要な登録をしている人の数です。平成28年度と比較すると55人減少しています。「障害のある」ことが登録要件ではありませんので、必ずしも先述した障害のある人の利用登録実態を表した数値ではないことに注意が必要です。ただ、点字図書や録音図書の主な利用対象である、障害の種類が「視覚障害」（身体障害者手帳）にあたる人の数に占める割合は減少傾向にあります。

以上のように、障害のある人は豊中市で学び、就労し、生活する地域社会の一員です。身体障害者手帳の所持者に顕著に見られるように、高齢化という状況に直面しています。また、障害児通所施設はじめ、認定こども園などの就学前施設、小中学校、放課後こどもクラブなど、さまざまな保育や学びの場で共に成長しています。図書館はこれまで対面朗読や点字図書、録音図書の提供、学校図書館を通じた資料提供、動く図書館の巡回貸出などにより、読書や図書館利用の障壁を取り除いてきました。本協議会でも、障害のある人の高齢化や障害のある子どもの増加傾向にある状況を議論の前提として確認しました。障害の有無に関わらず、すべての市民が文字・活字文化の恩恵を受けられるよう、環境の変化に合わせ、取組みを見直し、引き続きその役割をはたす必要があります。

Ⅱ 豊中市立図書館の読書バリアフリーの取組みの成果と課題

現在取り組まれている図書館の読書バリアフリーの取組みの中で、最も早いものは昭和48年（1973年）に開始された対面朗読サービスです。それから数えても50年になろうとしている取組みの現状について、まず成果や課題を含めて整理しておきます。

（1）対面朗読

【現状】視覚による認識の読書が困難な人に対して、ボランティアや職員が代わりに資料を読みあげ、それを利用者が聞くことで成立しています。場合によって、くり返し同じ部分を読み直したり、不明な語句の説明を補ったり、利用者との双方向のコミュニケーションを伴います。対面朗読室や集会室を確保し、実施しています。リモート会議システムを用いて、非来館型での利用にも対応しています。令和3年度は4図書館で合わせて239回（内オンライン141回）の利用がありました。

【成果】

- ・音訳や点訳される資料は限られており、音点訳されるものでも製作に時間を要するため、発売と同時に読みたいという希望にも対面朗読により応えています。
- ・近年の利用回数は変化がありません。（「豊中市統計書」）
- ・令和3年2月に始めたリモート会議システムでの利用が増えました。
- ・郵送貸出やサピ工図書館（電子図書館）の利用が一般的になり、点字図書など障害者用資料を来館して読むケースはあまり見受けられません。その中で対面朗読の利用が唯一の来館目的という人もいます。また20年にわたり定期的に（週1

回) 来館して利用している人もいます。

- ・来館に際して最寄りの駅・バス停まで職員の送迎(徒歩)を利用する人もいます。来館に際し、安全と安心を確保するものとして評価されています。

【課題】

- ・基本的に予約制での実施です。電子申込みには未対応。予約後のボランティアとの調整は職員(岡町図書館)がしています。
- ・専門書など場合によって事前の準備が必要な資料もあります。用語の意味の確認や、図や表の伝えかたなど工夫も求められます。
- ・ボランティア(有償)の確保、研修が必要です。

～ヒアリング調査から～

- ・ボランティアとの合間の休憩での雑談や、行き帰りの送迎時にする図書館職員との会話も含めて対面朗読という認識
- ・リモートでの対面朗読は声だけでのやり取りになるため、違和感があり、利用しようと思わない。
- ・リモートでの対面朗読に違和感はないが、来館して実施するものとは違う。

(2) 障害者用資料の収集・貸出・保存

- 【現状】・点訳図書、録音図書を毎年度委託製作しています。また読字障害のある人にも適していると言われるマルチメディアデージー図書を寄贈や購入により所蔵しています。製作ボランティアから寄贈されたさわる絵本を所蔵しています。布の絵本や大活字本を購入しています。
- ・視覚障害者には点字郵便物、特定録音物等郵便物制度を活用しています。布の絵本は団体貸出により提供しています。大活字本は開架スペースで自由に閲覧、貸出できます。
 - ・製作ボランティアとの情報交換(研修情報の提供含む)や研修の機会を提供しています。
 - ・(タイトル数) 録音図書 2,236、点字図書 1,486、マルチメディアデージー図書 83、布の絵本 55、(冊数) 大活字本 4,992

【成果】

- ・図書館所蔵の障害者用資料はweb予約システム(非来館型)により貸出依頼できます。所蔵していない資料は電話予約(非来館型)を受け付けています。電話予約での職員との会話を大切に感じている人がいます。
- ・利用者のニーズを図書製作に反映させる必要があります。令和4年度の製作タイ

トルを選定するために利用者への電話による聞き取りを実施しました。

【課題】

- ・点字図書の利用が減少しています。
- ・点字図書は丁寧に読む場合に利用される傾向にあります。その特長を生かす製作が必要です。
- ・サピエ図書館や国立国会図書館の障害者等用データ送信サービスを利用する人が増えています。また、電子書籍の販売など読書バリアフリーの出版動向も進みつつあります。それらを意識した図書の製作が必要です。
- ・マルチメディアデイジー図書など視覚障害以外の障害のある人にも有効性が認められている資料があります。それらを効果的に使う必要性があります。
- ・製作ボランティアとの情報共有が必要です。
- ・資料や読書機器のデジタル化、高度化により利用の支援が必要です。必要とする人に、必要に応じた支援が望まれます。提供手段も利用者の必要とするものに合わせることを求められます。
- ・障害者用資料の読書体験ができる場がありません。自分に適した読書手段があることを知る機会を提供する必要性があります。
- ・社会的包摂に資する、障害者用資料の持つポテンシャルを引き出します。

～ヒアリング調査から～

- ・電話で予約して、郵送（盲人用郵便物）してもらえるので利用しやすい。
- ・点字図書の貸出は点字に触れる貴重な機会を提供してくれる。身近な図書館で読みたいと思うこともある。
- ・さわる絵本はイメージしにくい点もあるが、分かるところを感触を確かめながら読んでいる。

(3) 郵送・宅配貸出

【現状】・体が不自由なため図書館に来館が困難な人に対して、郵送及び職員による宅配貸出を実施しています。何らかの行動制限により自由に外出ができない場合などに実施することもあります。貸出資料は障害者用資料に限りません。

- ・令和3年度は宅配貸出40件531冊の利用がありました。音声資料を除く印刷資料の郵送貸出（有料）はありません。

【成果】

- ・図書館所蔵資料はweb予約システム（非来館型）により貸出依頼できます。職員が選択した資料の中から選んで借りることもできます。

- ・当事者へのサービス提供を基本としますが、家族や当事者を取り巻く人を通じて、資料、情報の提供もできます。

【課題】

- ・高齢化により来館困難者が増えることも見込まれます。非来館型の読書手段の提供とともに、郵送・宅配貸出の利用に十分な体制を整える必要があります。
- ・図書館以外の場所に貸出や読書できる場が必要です。

～ヒアリング調査から～

- ・杖や車イスを使用していると20～30分かかる距離では日常的に図書館を利用するのは難しい。

(4) 情報収集・情報提供・PR

【現状】・国立国会図書館や大阪府立図書館のメーリングリストに参加し、またサピエや近畿視覚障害者情報サービス研究協議会（近畿視情協）、日本図書館協会の施設会員として情報提供を受けています。

- ・「目や体の不自由な方のためのとしょかんりようあんない」、「絵でみてわかる利用案内ようこそ図書館へ」など、それぞれの立場に応じた利用案内を作成しています。図書館 web サイトに専用ページを開設しています。
- ・製作した点字図書、録音図書の新着情報を「広報とよなか」や図書館 web サイトで告知しています。サピエ図書館の音声デイジー図書の新着情報を希望者に郵送しています。出版情報として、図書館に受け入れた新着図書（印刷資料）の音声案内を希望者に郵送しています。

【成果】

- ・令和3年度は豊中市身体障害者福祉会を通じて、情報提供を試みました。

【課題】

- ・定型の情報提供に加えて、目録の整備や、日本点字図書館の「にってんセレクトパックサービス」のような図書案内サービスが求められます。
- ・近畿視覚障害者情報サービス研究協議会（近畿視情協）の活動が終了します。情報や研修機会の確保に努めます。
- ・障害者用資料の製作ボランティアに資料の利用実態を伝えています。

～ヒアリング調査～

- ・公共図書館で実施しているサービス内容を知らない人も多い。障害当事者も参加できるイベントを実施して、その機会にPRしてはどうか。
- ・日本点字図書館の「にってんセレクトパックサービス」のような試みを実施してはどうか。
- ・市民が情報の送り手になる時代だから、情報を発信する支援を図書館に期待する。

(5) その他

【現状】・動く図書館により、支援学校や児童発達支援センター、児童発達支援事業所への巡回貸出やおはなし会を実施しています。

- ・学校図書館を通じて、点字図書の貸出や、マルチメディアデイジー教科書の紹介などを行っています。
- ・4 か月児健診の対象となる赤ちゃんと保護者にブックスタート事業にてプレゼントする絵本の点訳や、NPO ブックスタートに点訳絵本への交換依頼している。併せて配布する資料の音点訳版を用意している。
- ・拡大読書器やリーディングループ、リーディングトラッカー、天眼鏡・老眼鏡等を提供しています。
- ・多目的トイレや点字ブロック、誘導用音サイン、障害者用駐車スペース、耳マーク、筆談ボード、ヒアリングループ（磁気ループ）等を設置しています。
- ・サピエへの利用登録を仲介しています。
- ・職員の研修機会を確保しています。

【成果】

- ・職員の専門的な知識やサービス提供の経験値を高めるため、人材育成に取り組みます。令和4年度は近隣自治体の先進的な取り組みから学ぶため、職員を派遣しました。

【課題】

- ・図書館利用の安心、安全を確保するため、図書館の内外の環境をユニバーサルな視点で整備する必要があります。(仮称)中央図書館の設置にあたっては同様です。

～ヒアリング調査から～

- ・適切な点字ブロックの敷設や図書館までの送迎サービスの提供など、図書館利用の安心、安全を確保して欲しい。
- ・聴覚障害者支援のボランティア経験を生かした研修に協力できる。

Ⅲ基本構想の推進と読書バリアフリーの取組みのあり方

あり方を議論する前提

- ・ 関係機関や関係部局との連携により効果を大きくすること
- ・ 障害者の社会化にはたせる図書館の役割

読書バリアフリーの取組みは基本構想の推進を通して実現される

→あり方を基本構想の重点的な取組み方針に即して説明

(1) 電子書籍をはじめとするデジタル媒体の導入

- ・ 豊中市デジタル図書館（電子書籍サービス）
24時間アクセス可能・非来館型のサービスを実現できる側面
外国語書籍や視覚に障害のある人、活字による読書が困難な人にも読書手段を提供できる側面
電子書籍利用のすそ野を広げ、音声読み上げや文字拡大などバリアフリー機能に触れる機会を提供する役割
- ・ デジタル図書館の利用をきっかけにサピエ図書館などへの利用に

(2) アウトリーチサービスや非来館型サービスの推進

- ・ 動く図書館による支援学校や児童発達支援センター、児童発達支援事業所への巡回貸出やおはなし会の実施
- ・ 体が不自由なため図書館に来館できない人に実施している宅配貸出
- ・ 電子書籍の提供や、リモート会議システムによる対面朗読の実施
- ・ ただし、実際に図書館に来館して実施される取組みと置き換えられないと感じる人がいることに注意が必要
- ・ 学校図書館を「わたしの図書館」として利用している児童、生徒へのサポート
- ・ 読書バリアフリーの取組みの認知度、PR
- ・ PRは障害のある人以外に向けて行うことで効果を発揮する場合がある

(3) 市民協働の場としての活用

- ・ 点訳図書や音訳図書の製作には、製作タイトルの選定から製作までボランティア連携
- ・ 対面朗読の朗読者も職員とともに、多くをボランティアが担当
- ・ ライフスタイルの変化や価値観の多様化により、ボランティア活動の持続性に課題
- ・ 基本構想では「市民の自己実現の場」として図書館が機能していくこと

(4) 子ども読書活動推進の新たな展開

- ・「子育て・子育て支援行動計画」や「障害児福祉計画」の視点
- ・学校図書館を通じたサービス展開
- ・動く図書館を活用したサービス展開（支援学校、発達支援センターなど）

(5) 広域連携の推進

- ・サピ工図書館や国立国会図書館との連携
- ・障害者用資料の製作での連携
- ・近畿視情協研修参加（次年度以降はサピ工加盟により代替の見込み）

(6) 内容に応じたサービス提供体制の構築（職員の担う役割の明確化）

- ・基本構想では業務内容による提供体制の精査を掲げています。
- ・読書バリアフリーに取り組む体制も例外ではなく、精査の対象
- ・効率化できる部分
- ・より専門性や市職員としての能力を必要とする部分

(まとめ)